

伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者
提案審査会設置要綱（平成２８年８月制定）

（設置）

第１条 伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者の募集に関する要綱（平成２８年８月制定）第６条に規定する審査を行うため、伊丹市シティプロモーション推進事業協賛事業者提案審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条 審査会は、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 推進事業に対する協賛内容の適否に関すること
- (2) 推進事業に対する協賛事業者としての適否に関すること
- (3) その他推進事業に対する協賛事業者の募集に関して市長が必要と認める事項

（組織）

第３条 審査会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２ 委員長は、総合政策部長をもって充てる。

３ 副委員長は、総合政策部参事ををもって充てる。

４ 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 総合政策部政策室主幹
- (2) 総合政策部広報・シティプロモーション課長
- (3) 総合政策部広報・シティプロモーション課主幹
- (4) 財政基盤部財政企画室経営企画課長
- (5) 財政基盤部財政企画室財政企画課長
- (6) その他推進事業に関係する所属長で、委員長が必要と認める者

５ 委員長は、会務を総理する。

６ 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第４条 審査会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議を

主宰する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 急を要する場合で、委員長が必要と認めるときは、持回りの方法により、審査会に代えることができる。

(委員長の専決事項)

第5条 委員長は、審査会の権限に属する事項で、その議決により特に指定するものを専決することができる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総合政策部広報・シティプロモーション課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年8月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月21日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。